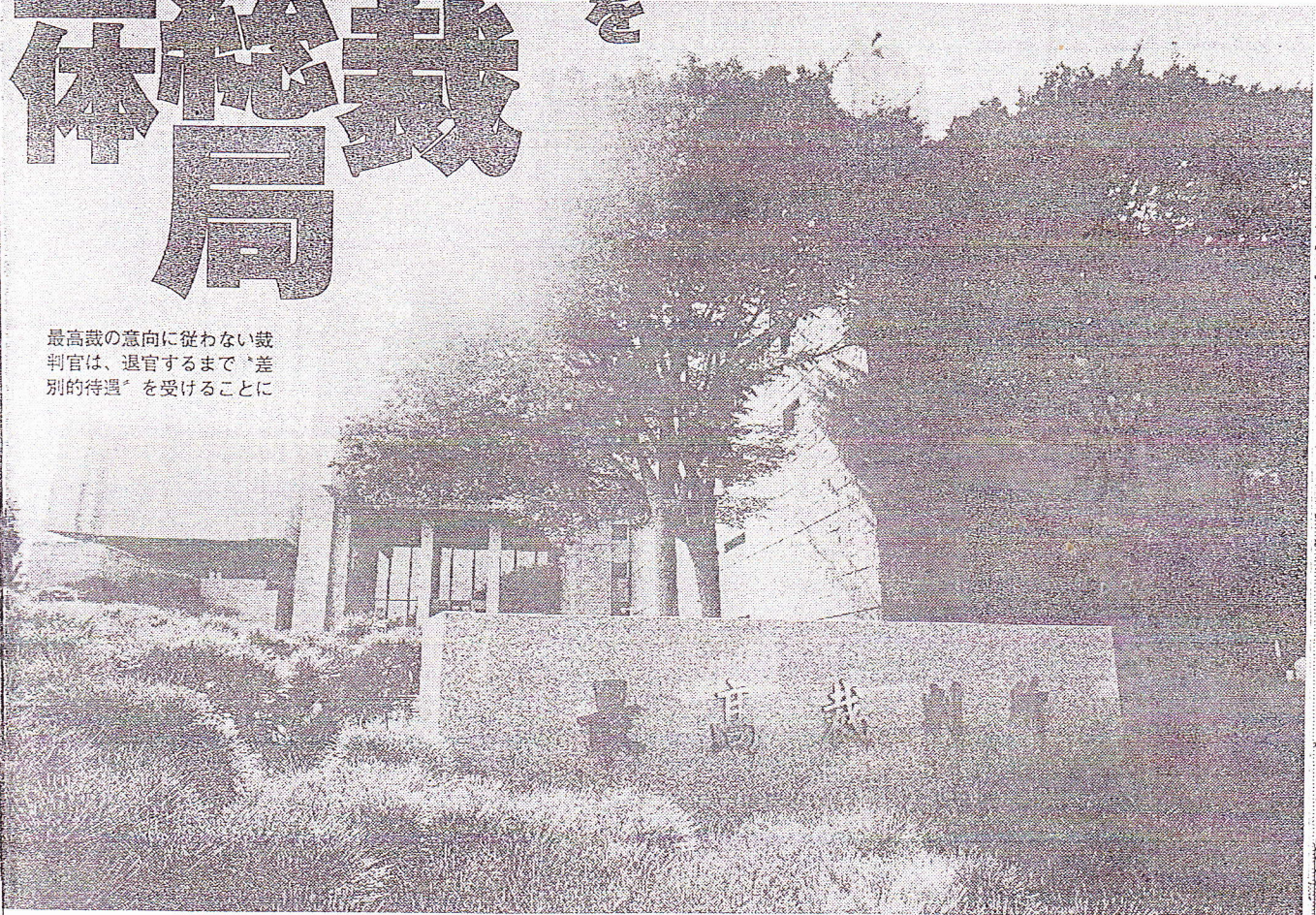


【短期集中シリーズ】日本の司法を 日本最高裁判所の正体

最高裁に逆らった判決を書けば「ドサ回り」。自らの良心に従った判決を書くには命がけ——。最高裁事務総局の「司法官僚」による支配で、憲法で保障された裁判官の独立が侵されている。このため裁判は歪められ、冤罪まで生みかねない…。これが日本の司法の現実なのだ。では、最高裁による内部統制は具体的にどのように行なわれるのか？最高裁の意向にそわず、冷遇され続けた元裁判官が4時間にわたって記者に語った苦渋の人生から、最高裁事務総局の統制の実態が浮かび上がる!!

最高裁の意向に従わない裁判官は、退官するまで「差別的待遇」を受けることに



裁判官統制を暴露した本に最高裁が過剰反応？

ここに元裁判官による一冊の回顧録がある。『犬になれなかった裁判官 司法官僚統制に抗して36年』（NHK出版）。なんとも刺激的なタイトルだ。このタイトル、裏を返せば、司法官僚統制に従った裁判官は「犬」ということになってしまいうのだから…。

著者の安倍晴彦氏は東大法学部卒業後、1962年に判事補任官。その後、36年にわたる裁判官人生を過ごし、98年に退官。現在、東京弁護士会所属の弁護士として活動している。だが、36年間のほとんどを家裁・地裁で過ごし、希望した刑事事件を担当させてもらえなかった。それはなぜなのか？

その前に、本の出版当時のエピソードを紹介しておこう。出版は01年5月25

生み出す!

日。安倍氏と司法修習同期の日弁連(日本弁護士連合会)の会長(当時)の序文が掲載され、帯には次のような要約文が書かれている。

「安倍さんの裁判官生活が大変つらいものであったこと及び現在の官僚的裁判官制度の実状をつぶさに知り、驚いている。本書を一人でも多くの方々に読んでいただき、司法の現状が一日も放置できない状態に置かれていることを知っていただきたい」。

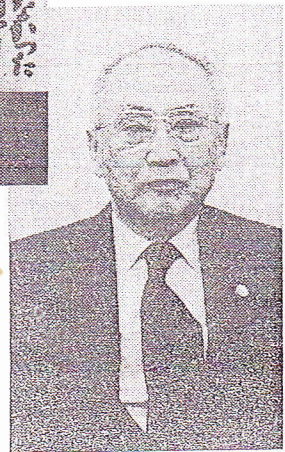
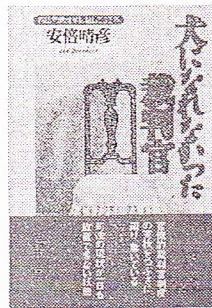
記者は極めて適切な表現だと思う。だが、出版から数日後、日弁連執行部から出版社に対し、タイトルを変更すること、帯紙をはずすこと、日弁連会長の序文を削除すること…などの強い申し入れがあった。

序文を書いた日弁連会長は事前に本のタイトルを知らなかった。しかし、明らかにした本のタイトルは裁判官を誹謗中傷するもので、全国の裁判官にとって許しがたいものであると憤慨したが、ことが申し入れの理由とされる。

そして、不思議なことに最高裁事務局は、この間の日弁連と出版社のやりとりについて記した文書を全国の裁判所に送っている。記者が入手したその内部文書のコピー(104ページの文書)によれば、文書の日付は「6月6日」。安倍氏の本が出版されて約10日後のものだ。

最高裁事務局総務局長名で、高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判

元裁判官の安倍晴彦弁護士は最高裁判例に逆らった判決を書いたために、地方の裁判所や支部から刑事事件も出版に希望するが、希望が01年に出版に担当させられなかった。司法官統制に抗して36年」(NHK出版)で明らかにした話は、最高裁事務局による裁判官統制の実態を象徴する内容だ



所長に宛てたその文書には、前述した日弁連の申し入れの内容、その後の出版社の対応(在庫分、店頭在庫分の帯紙をはずし、増刷分については日弁連会長の序文をはずすことになった)が記載され、その内容が日弁連から最高裁事務局に伝えられたことも記している。さらに、そこには次のような文も書かれていた。

「日弁連執行部は、今回の事態は誠に不適切であって、今後、NHK出版が上記の措置を実施するか否かを注視していきたい」として、小職としては、特段の対応を執らず推移を見ることがいたしました。

標記に対する現時点の状況は以上のとおりです。なお、各庁の裁判官からこの件についての問い合わせ等があった場合に、上記経緯についてお伝えいただくことはもとより差し支えありませんので、念のため申し添えます」

第3回 逆らった者はイジメられ、干され、 裁判は歪められていく… 裁判官への "内部統制"が 冤罪事件を

09.10.26 No. 43

仮にタイトルが刺激的すぎるとしても、それは憲法で保障された「表現の自由」に属するものであるはず。それを、人権を守るべき日弁連執行部が進んで変更要求するとは…。

それとも、最高裁の文書に、最高裁としては「特段の対応を執らず推移を見ることが」としたところを見ると、日弁連が動かなかったら、最高裁として「なんらかの措置」をとる考えがあったのかもしれない。そこで、日弁連執行部は最高裁のなんらかの意を受け、出版社に申し入れをしたのではないかと、いったい、どのような意図でこの文書を出したのか。最高裁は、

「当該文書を作成した経緯が明らかに、なる文書が残っていないため、発出するに至った理由はわかりません」(事務総局広報課)と答えるだけだ。

最高裁の「圧力」で 刑事担当から外された

本の著者、安倍晴彦氏は記者のインタビュー取材に応え、約4時間にわたって自らの裁判官人生を振り返った。そして、驚くべきことにその内容は、これまでに指摘したような最高裁事務総局による裁判官統制を「象徴」するような話ばかりだった。

まず、「最高裁の事務総局にとって都合が悪い」裁判官は、決して出世コースに乗ることはできないこと。

「最高裁は、問題裁判官を東京、大阪など大都市の裁判所の裁判長にすることはありません。裁判長は若い裁判官や司法修習生とも付き合いますから、彼らに影響を与える地位に就かせないためです。その代わりに田舎の裁判所の支部、家裁ばかりに転勤させる。しかも、裁判官が希望する仕事をさせない。こうして、裁判官が『嫌で嫌でもう辞めるしかない』と思わざるをえない状況に追い込んでいくのです」(安倍氏)

ここで安倍氏の勤務地の変遷を見てみよう。初任地こそ東京地裁だったが、その後は和歌山地裁・家裁、岐阜地裁・家裁、福井地裁・家裁、横浜家裁、浦和地裁・家裁川越支部、静岡地裁・家裁浜松支部、浦和地裁・家裁川越支部、そして最後は東京家裁八王子支部で定年退官。ほぼ一貫して地方の裁判所や支部、家裁での勤務だったことがわかる。

裁判官といえども、一般のサラリーマンと同じように出世欲もある。大都市の裁判所で重要事件を担当してみたいと思うもの。しかも、安倍氏は刑事事件を担当したいと希望していたのに、36年のうち約3分の2は民事などに回された。

最高裁の司法行政部門(裁判官の人事や、裁判所の予算編成、施設管理などを行なう業務)は「裁判官会議」の議決によって行なわれることは前回書いた。高裁や地裁にも同様の裁判官会

議があり、裁判官が刑事担当になるか民事担当になるかも、この裁判官会議によって決められる。

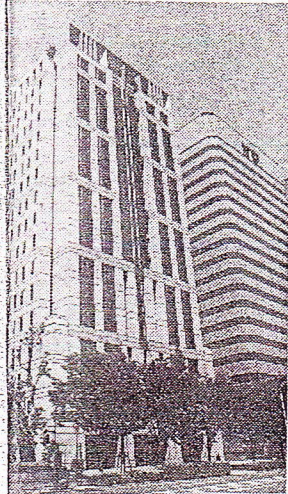
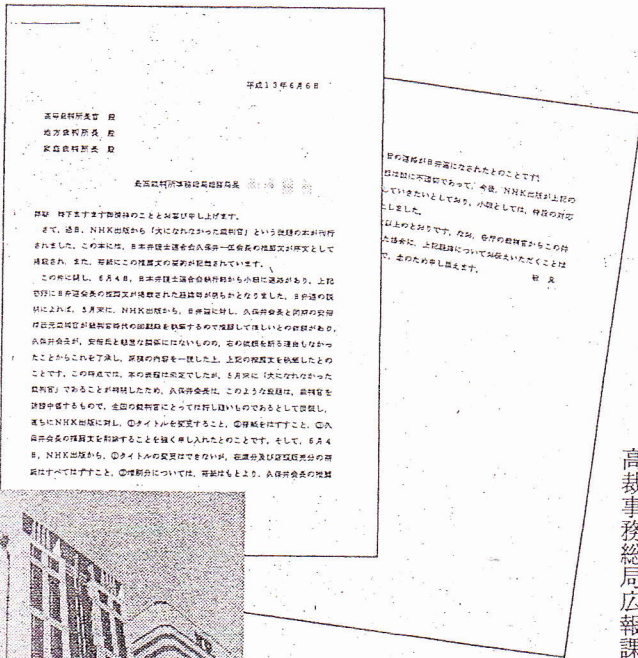
安倍氏の場合も、東京から和歌山に転勤する時、裁判所の裁判官会議では刑事事件担当になることが決まっていた。しかし、なぜか民事担当に回されてしまったという。その理由は後からわかった。

「酒席の場で、裁判所の所長が私に言ったことがあるんです。『安倍君を刑事担当にしてはいかんと最高裁から言われた』と。それが最高裁から直接言われたのか、あるいは地裁を管轄する高裁を経由して言われたのかはわかり

ませんが、とにかく『最高裁から言われた』と言うんです。それも、私が勤務した2カ所の裁判所長から同じことを言われたのです」(安倍氏)

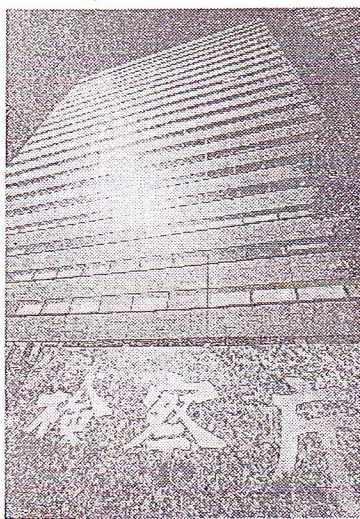
連載第1回目で「裁判官の昇給の基準はない」(最高裁事務総局広報課)と書いたが、裁判官の勤務地についても同様に「基準を定めた規則などはありません」(前出・広報課)という。

「裁判官の異動につきましては、裁判官の希望、健康状態、家庭事情、裁判官としての経験年数などを踏まえた上で、各庁の事件処理状況、各庁の補充を必要とするポストなどを総合的に考慮した上で決定をしております」(最高裁事務総局広報課)



「犬になれなかった裁判官」には、当時の日本弁護士連合会(日弁連)会長の序文が掲載されていたが、日弁連執行部からタイトル変更などの強い申し入れが出版社サイドに行なわれた。そして、なぜか、その経緯を記した最高裁事務総局総務局長名の文書が全国の裁判所に配布された。日弁連は最高裁の意を受けて動いたのか？(写真は日弁連が入る弁護士会館)

裁判所と検察庁は人事交流を行なっているため、お互いに「身内意識」を持っている。検察官による被疑者の勾留請求を高い割合で却下した安倍晴彦氏は、検察庁だけでなく、最高裁にも「困った裁判官」と映った。捜査機関に対する裁判官のチェック機能なさが冤罪を生む原因でもある



が再任拒否される事態にまで発展した。そして、その後、裁判官部会はなくなった。その背景について、最高裁事務総局に詳しい明治大学政治経済学部西川伸一教授が解説する。

「60年代後半、労働問題や公安事件の裁判で国や行政に不利な判決が相次ぎ、自民党や経済団体などから『偏向判決』だと批判されました。それが青法協と結びつけられて『青法協攻撃』が始まりました。裁判官は内閣が任命します。裁判官人事などでの政治的な介入を懸念した最高裁は、先手を打って内部統制を強化していきます。そして、青法協所属裁判官に対しては執拗なまでの退会勧告を行なったのです」

「その後、私が担当する公選法違反事件でも戸別訪問禁止規定が問われたことがありました。私は迷った末、憲法違反とは言えませんでした。判決の後で裁判長からも『きみが憲法違反だと

では、なぜ安倍氏は最高裁からこうした処遇を受けなければならなかったのか。それがわかれば、最高裁にとって「好ましくない裁判官」とはどのようなものかの輪郭が浮かんでくるはずだ。まず、そのひとつは、安倍氏が「青年法律家協会（言法協）裁判官部会」の会員だったことだ。

青法協は54年4月、憲法を擁護し、平和と民主主義を目指す若手法律家の会として設立された研究団体だ。その後、裁判官の会員だけによる青法協裁判官部会が発足した。

しかし70年、最高裁は青法協を「政治的色彩を帯びる団体」と表明し、会員裁判官に対し青法協から脱退するよう様々な工作を行なったとされる。その結果、最高裁事務総局の局付判事補（司法官僚候補生）のうち会員だった10人全員が脱会届をわざわざ「内容証明郵便」で青法協に送ったといわれている。また、71年には青法協会員だった、当時、熊本地裁の宮本康昭判事補

が再任拒否される事態にまで発展した。そして、その後、裁判官部会はなくなった。その背景について、最高裁事務総局に詳しい明治大学政治経済学部西川伸一教授が解説する。

「60年代後半、労働問題や公安事件の裁判で国や行政に不利な判決が相次ぎ、自民党や経済団体などから『偏向判決』だと批判されました。それが青法協と結びつけられて『青法協攻撃』が始まりました。裁判官は内閣が任命します。裁判官人事などでの政治的な介入を懸念した最高裁は、先手を打って内部統制を強化していきます。そして、青法協所属裁判官に対しては執拗なまでの退会勧告を行なったのです」

「その後、私が担当する公選法違反事件でも戸別訪問禁止規定が問われたことがありました。私は迷った末、憲法違反とは言えませんでした。判決の後で裁判長からも『きみが憲法違反だと

「その後、私が担当する公選法違反事件でも戸別訪問禁止規定が問われたことがありました。私は迷った末、憲法違反とは言えませんでした。判決の後で裁判長からも『きみが憲法違反だと

され、最高裁判例でもこの規定は合憲とされている。しかし、戸別訪問は有権者に直接政策を訴えるチャンスでもあり、明らかに買収目的ではない戸別訪問まで禁止することは『表現の自由』を保障した憲法に違反するとの学説もある。

そして、安倍氏は68年、この戸別訪問禁止規定違反が問われた事件で、「公選法の戸別訪問禁止規定は憲法に違反し無効。被告人は無罪」との判決を出したのである。

判例とは、過去の判決のうち、後の同じような裁判の基準とされるもの。特に最高裁判例は高裁や地裁など下級裁判所の判決を実質的に拘束する。ただ、裁判官は独立した職権を行使することが憲法で保障されている以上、地裁の裁判官が自らの判断で最高裁判例と違う判決を書くことは、本来は認められるはずだ。

しかし、最高裁にとって、任官後わずか6年の安倍氏が最高裁判例に逆らった判決を出したことが面白いわけではない。その後、安倍氏のもとに「ある最高裁判事が激怒している」ことが伝わってきたという。

ある元裁判官が述懐する。

「その後、私が担当する公選法違反事件でも戸別訪問禁止規定が問われたことがありました。私は迷った末、憲法違反とは言えませんでした。判決の後で裁判長からも『きみが憲法違反だと

「その後、私が担当する公選法違反事件でも戸別訪問禁止規定が問われたことがありました。私は迷った末、憲法違反とは言えませんでした。判決の後で裁判長からも『きみが憲法違反だと

「その後、私が担当する公選法違反事件でも戸別訪問禁止規定が問われたことがありました。私は迷った末、憲法違反とは言えませんでした。判決の後で裁判長からも『きみが憲法違反だと

「その後、私が担当する公選法違反事件でも戸別訪問禁止規定が問われたことがありました。私は迷った末、憲法違反とは言えませんでした。判決の後で裁判長からも『きみが憲法違反だと

最高裁判例に逆らって違憲判決を書いたら…

事務総局の正体

期」と、裁判官の間では皮肉まじりにいわれる。それは、将来のポストを気にする必要がなくなるからだ。

「自殺した裁判官は自分の将来を心配したのではなく、おそらく、同じ裁判官を担当した若い裁判官から『あなたは定年間近だからいいかもしれないが、我々の将来はどうなるんだ』と責められたのかもしれない。これは私の推測にすぎませんが。」(生田氏)

これでは裁判官の独立などないに等しいのではないか。

東京地検の検事から 要注意人物を掘り

話を安倍氏の経験に戻そう。安倍氏はまた、警察官が請求する逮捕令状や、検察官が請求する被疑者の勾留請求をかなりの割合で「却下」する裁判官としても知られていた。

「人権擁護の点から、警察や検察の捜査をチェックするのが裁判官の仕事だからです」(安倍氏)

被疑者の逮捕や勾留は勝手にはできない。必ず裁判官による審査、許可が必要だ。しかも、こうした身柄拘束は「逃亡の恐れがある」「罪証隠滅の恐れがある」「住所不定」などの場合に限られている。つまり、裁判官が逮捕令状や勾留請求を法律に従ってチェックすれば、一定程度は却下されてもおかしくはないはずなのだ。しかし、現実はいくつかのケースで許可されている。

『司法統計年報』によれば、08年、11万143人の逮捕状請求のうち、裁判官によって「却下」されたのはわずか0.03% (!!)の37人にすぎない(下の表1を参照)。

元北海道警路方面本部長で、『市民の目フォーラム北海道』代表の原田宏二氏が自らの経験から次のように語る。

「私は捜査畑が長かったのですが、現職時代の経験から言えば、数多く令状請求したなかには、逮捕の理由や必要性についての裏付け捜査が不十分で、裁判官から却下されるのではないかと心配したケースもありました。が、却下されたことはありませんでした。また、逮捕してしまえば、勾留請求も却下されることはありませんでした。基本的にほとんどの裁判官には警察官の捜査に疑いを持つという視点はなかったように思います」

安倍氏が続ける。

「検察官による勾留請求も『とりあえず勾留しておこう』という皆さんの理由によるものが多かった。私はそういう安易な勾留請求を認めませんでした。東京地裁時代、請求の2〜3割は却下したのではないかと思います」

当然、検察は面白くない。

「私と司法修習同期の東京地検の検事から『安倍さんは検察庁では要注意人物だから気をつけたほうがいい』と言われたことがあります」(安倍氏)

検察庁と裁判所は「判検交流」とい

われる判事と検事の人事交流が長年行なわれ、お互いに「身内意識」を強く持っているといわれる。検察官の勾留請求を高い割合で却下する安倍氏は検察庁にとって「困った存在」だが、裁判所にとっても検察庁との和を乱す厄介な存在と映り、最高裁による安倍氏の人事に影響を与えたことは十分に考えられる。

「私の裁判官人生を決めたのは、違憲判決を書いたことより、むしろ令状問題のほうではなかったかと思っています。時期的にもこちらのほうが先です」(安倍氏)

被疑者を長期間(最長23日間)拘束して取り調べを行なうことは自白の強要につながり、冤罪を生む温床だと批判されてきた。安倍氏のように裁判官が目を光らせれば、安易な逮捕状の執行や勾留は行なわれないはずであり、自白の強要などが行なわれる危険も減らせるはずである。これでは裁判所も冤罪事件の片棒を担いでいるといわれても仕方がないのではないか。

とにかく、最高裁によって、こうした複数の要素が「総合的に考慮された」結果、安倍氏は36年間の裁判官生活のほとんどを地方の地裁・家裁や地裁支部で勤務し、刑事事件を担当させてもらえなかった。

さらに、だ。この連載では何度も裁判官の報酬問題に触れた。「3号問題」といわれるように、判事4号から3号

裁判官による逮捕令状の却下率

※通常逮捕の場合。簡易裁判所、地方裁判所の合計(司法統計年報)を元に作成

	発付	取り下げ(撤回)	却下	却下率
2004	12万8952人	878人	40人	0.03%
2005	12万8296人	811人	33人	0.03%
2006	12万5344人	893人	30人	0.02%
2007	11万3766人	929人	39人	0.03%
2008	10万9100人	1006人	37人	0.03%

法律上、捜査機関が被疑者を逮捕する時は「罪証隠滅」「逃亡」などの恐れのある場合に限られ、裁判官による許可が必要だ。しかし、現実には裁判官による逮捕令状の却下率はほとんどゼロ。裏付け捜査が不十分でも裁判官は逮捕令状にOKを出している。それが捜査機関による被疑者の長期身柄拘束、自白の強要、そして冤罪につながっている

に昇給する基準があいまいで、最高裁によって「恣意的な」運用が行なわれているのではないかと、(裁判官の報酬については左ページの表2を参照)。

安倍氏の場合はどうだったのか。

「同期で最初に3号になった人から5年半、同期の人が次々と3号になっていくなかで私だけが4号のままでした。しかも、裁判官は定年退官の何年か前には全員、判事としての最高の報酬である判事1号になるのが常識でしたが、私の場合、65歳の誕生日の前日、つまり、定年退官の前日に判事1号に

最高裁

2008年4月1日現在
※出典：「裁判所データブック 2008」

裁判官の報酬俸給表

裁判官		報酬俸給月額	
最高裁判所長官		207万1000円	
最高裁判所判事		151万2000円	
東京高等裁判所長官		144万8000円	
その他の高等裁判所長官		134万1000円	
判事		判事補	簡裁判事
1号			121万1000円
2号			106万6000円
3号		特	99万4000円
4号		1号	84万3000円
5号		2号	72万8000円
6号		3号	65万4000円
7号		4号	59万2000円
8号			53万3000円
	5号		44万8600円
1号	6号		43万600円
2号	7号		39万5900円
3号	8号		37万500円
4号	9号		34万6600円
5号	10号		32万3100円
6号	11号		30万7100円
7号	12号		28万8700円
8号	13号		27万8000円
9号	14号		25万4200円
10号	15号		24万5200円
11号	16号		23万4400円
12号	17号		22万7000円

最高裁判所事務総局による統制の最たるものが「3号問題」といわれる。判事4号から3号に昇格する時期が早期に過ぎ、最高裁に就く官人昇給する

安原氏は昨年6月に定年退官するまで、刑事事件を主に担当してきたが、そのうち0.5%は無罪判決だった

「これは最高裁による『嫌がらせ』、ほかの裁判官に対する『見せしめ』以外の何ものでもないだろう。」
『犬になれなかった裁判官』は、ひとりの元裁判官の回顧録でありながら、その内容は最高裁による裁判官統制の本質を突いていた。だからこそ、最高裁も無視できなかった。冒頭で触れたこの本の出版に関するエピソードはそういうことではなかったのか。
しかも、こうした統制は、以前ほどあからさまな形ではないが、今でも確実に現場の裁判官に影響を与えている。前出・西川氏のもとに昨年、ある現職裁判官から手紙が届いた。そこには次のように書いてあったという。
「周りの裁判官は相変わらず、常に上の意向を気にしているようです」
むしろ、統制の実態が表に出ないようになつた分、手口はより「巧妙」になつたともいえるのだ。
そして、それが日本の刑事裁判の特徴のひとつである、有罪率99・9%という高率をずっと維持していることと無関係ではない。

「今の刑事裁判の最大の課題は、裁判官の多くが『有罪慣れ』、『調書慣れ』していること。つまり、信用できる供述調書ばかりを読んでいると、たまたまウソの調書や無理に作られた調書があつても『調書は信用できる』と思ひ込んでしまう。裁判官がそう思つてしまふ背景には最高裁事務総局の影響もある」

「この刑事裁判の最大の課題は、裁判官の多くが『有罪慣れ』、『調書慣れ』していること。つまり、信用できる供述調書ばかりを読んでいると、たまたまウソの調書や無理に作られた調書があつても『調書は信用できる』と思ひ込んでしまう。裁判官がそう思つてしまふ背景には最高裁事務総局の影響もある」

「刑事裁判に関しては、最高裁事務総局の刑事局が中心になって、裁判官向けのいろいろな研究会や勉強会を行っています。そこでは、例えば、自白は被告人が任意で行なっていることを積極的に認めようという理屈が説明されるのです。もちろん、最高裁は『その通りにはしない』と言っているわけではありませぬ。しかし、裁判官にとって、こうした最高裁事務総局が主導する議論の方向は非常に大きな影響を持ちます」(安原氏)

「私は刑事裁判全体の1%くらいは無罪事件があつてもおかしくないと思つています」(安原氏)
とすれば、相当程度の冤罪が発生していることになる。その背景には、人事権を中心とした最高裁事務総局による様々な圧力が、現場の裁判官の独立した職権の行使に影響を与え、さらには冤罪の発生にもつながっている恐れがあるということだ。
現在の裁判が抱える問題は、裁判官個々の資質にも問題があることは否定しない。だが、裁判官統制の実態をつぶさに見ていくと、その最大の原因は最高裁事務総局にこそあると言わざるをえない。

最高裁の指導が有罪率の高さにつながる

市民との積極的な対話を行なう現職裁判官の団体『日本裁判官ネットワーク』のコーディネーターのひとりだった、元裁判官の安原浩弁護士(兵庫県弁護士会所属)が語る。

「刑事裁判に関しては、最高裁事務総局の刑事局が中心になって、裁判官向けのいろいろな研究会や勉強会を行っています。そこでは、例えば、自白は被告人が任意で行なっていることを積極的に認めようという理屈が説明されるのです。もちろん、最高裁は『その通りにはしない』と言っているわけではありませぬ。しかし、裁判官にとって、こうした最高裁事務総局が主導する議論の方向は非常に大きな影響を持ちます」(安原氏)